

小鹿野町使用料等審議会 会議録

会議名称	小鹿野町使用料等審議会（第5回）		
日 時	令和元年11月12日（金）		
開会時刻	19:00	閉会時刻	21:04
開催場所	小鹿野庁舎 第一会議室		
出席委員	阪本 昇寿、丸山 陽生、板倉 盛夫、柴崎 好一、 宮本 一輝、井上 武男、黒澤 茂雄、中村 俊夫、 渡部 幸夫		
欠席委員	塩田 浩司		
執行部・ 事務局出席	総合政策課長 分須 亮太郎、総合政策課主幹 加藤 博章、 総合政策課主査 五十嵐 貴幸		
配布資料	第5回小鹿野町使用料等審議会次第 「小鹿野町使用料等の適正化について（答申）」（案）		

小鹿野町使用料等審議会 会議録

発言者	会議の概要
総合政策課長	<p>1 開会</p> <p>定刻になりましたので、第5回小鹿野町使用料等審議会を始めさせていただきます。</p> <p>本日はお忙しいところ、お疲れのところご出席頂き大変ありがとうございます。</p> <p>本日は、塩田委員より欠席の連絡が入っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
総合政策課長	<p>2 あいさつ</p> <p>開会にあたりまして、会長より挨拶をいただきます。</p>
阪本会長	あいさつ
総合政策課長	<p>それでは、早速ですが議事に移ります。阪本会長に議長となつていただき、議事の進行をお願いします。</p>
阪本会長	<p>3 議事 (1) 会議録署名委員の指名について</p> <p>ただいまから、第5回小鹿野町使用料等審議会の議事に入ります。</p> <p>はじめに、会議録署名委員の指名を行います。丸山委員と板倉委員をお願いいたします。</p>
阪本会長	<p>(2) 第4回会議の会議録について</p> <p>次に、第4回会議録についてですが、皆様のお手元にお配りさせていただきましたので、記載内容に訂正等あればご指摘をお願いいたします。</p>
丸山委員	<p>2枚目の「内容についてよいのではないのでしょうか」を「内容についてよいのではないのでしょうか」と「は」を入れたほうがよいのではないのでしょうか。</p> <p>もう1点、最後から2枚目のところについてですが、数字が間違っているのか、コンマの位置が間違っているのか。</p>
事務局	<p>ご指摘のところは、1,050円を1,500円という表記に修正します。</p>
阪本会長	<p>他に、ございますでしょうか。</p> <p>無いようですので、第4回会議録を確定いたします。</p> <p>後ほど、署名をお願いいたします。</p>
阪本会長	<p>(3) 使用料等(案)について</p> <p>つづきまして、「小鹿野町使用料等の適正化について(答申)(案)」について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「小鹿野町使用料等の適正化について(答申)(案)」について説明</p>

小鹿野町使用料等審議会 会議録

阪本会長	<p>それでは、事務局より答申書の案について説明していただきました。前回ご審議いただいたものを反映していただいたものです。</p> <p>あたらためて皆様のご意見をいただき、答申をまとめさせていただきます。</p> <p>まず、鑑の部分になりますが、気になった部分がありましたら、ご意見をいただければと思います。</p>
渡部委員	宛先の「小鹿野町長 森真太郎」はよいが、「小鹿野町使用料等審議会長 阪本昇寿」と「小鹿野町使用料等審議会 会長 阪本昇寿」どちらがよいのでしょうか。
丸山委員	最初の諮問では、「小鹿野町使用料等審議会長 様」と書いてある。
事務局	内部で検討させていただきたい。
阪本会長	そのようにしていただきたいと思います。他に気になる部分はありますか。
丸山委員	答申するにあたり、諮問された時の番号と年月日が入っているが、細かすぎるのではないのでしょうか。
阪本会長	それでは、鑑の部分に関しては、会長の言い回しと、番号の入れ方など、ほかの例もみていただいて、それに沿った形で書いていただくということによろしいでしょうか。
	「はい」という声あり。
阪本会長	では、2 ページ目について前回皆さんに意見をいただいて修正したものとなりますが、何か意見はありますでしょうか。
渡部委員	良いと思います。
阪本会長	<p>それでは、2 ページ目については、これで確定させていただきます。</p> <p>次に3 ページ目の「1使用料等の改定に関する基本的な考え方」について、語尾等の修正をしていただきましたが、こちらについて、皆さんの意見をお伺いいたします。</p>
渡部委員	下から2行目の「町内類似施設の状況等、個々の行政サービスを取り巻く環境を考慮して」の部分の「等」の使い方について、「等」が一番最後に使ったほうがよいのではないのでしょうか。若しくは使わなくてもよいのでは。
阪本会長	他にもある、ということを含んでいるということだと思います。
井上委員	いろいろな文章をみると、「等」が一番最後に使っているのが多く、それだけではないという意味で使っていると思います。
阪本会長	それでは、「町内類似施設の状況等」の「等」を削り、「環境等」といれさせていただくのでよろしいでしょうか。
	「はい」という声あり。

小鹿野町使用料等審議会 会議録

阪本会長	<p>それでは、1についてはそのようにさせていただきます。</p> <p>次に、「2使用料等の改正案」について、ご意見等頂戴いただければと思います。</p>
阪本会長	<p>何も無いようですので、このままとさせていただきます。</p> <p>次に、「3新規の使用料の設定について」ご意見をお願いいたします。</p>
渡部委員	<p>「施設」という言葉が多すぎるのではないのでしょうか。</p>
阪本会長	<p>「クライミング施設については、現在建設を進めているが、施設の使用料については、施設の利用者数の見込み」の部分の「施設の使用料」と「施設の利用者数の見込み」の「施設」を削ったのでよろしいのでしょうか。</p>
丸山委員	<p>はい、良いと思います。</p>
阪本会長	<p>次に、「4付帯意見」についてですが、我々の意見としてこういう風にしてもらいたということで「されたい」という言い方にした部分になります。何かご意見がございませうでしょうか。</p>
阪本会長	<p>資料2に減免規定(案)をのせていますが、文章で新たに減免規定を整備されたいと書いてあるので、それとの整合性はでうでしょうか。案として出しているのに「新たに整備」というのが気になりますが、減免規定(案)を添付したので、以下のことに留意されたいというのが良いのか。いかがでしょうか。</p>
丸山委員	<p>減免規定(案)資料2を添付したので、検討されたいというように、これをもとに町で整備してもらいたい、というようにしたほうが良いということでしょうか。</p>
井上委員	<p>この審議会で、これだけ時間をかけて詰めたものなので、答申として町で整備を検討してもらいたいというふうにした方がよいと思います。</p>
渡部委員	<p>問題点を3つ挙げているので、今はそれぞれで「検討されたい」となっていますが、最後にまとめて検討されたいということでまとめてはどうでしょうか。</p>
丸山委員	<p>渡部委員のように、3つを列記し、最後に資料をつけたので検討されたいというふうにしても、内容はわかると思います。</p>
渡部委員	<p>そのほうがすっきりすると思います。</p>
阪本会長	<p>第一段落目については、「詳細な規定はない」できつたりすればよいのでしょうか。</p>
渡部委員	<p>1段落目の「新たに減免規定を整備することとされたい。」、2段落目の「減免規定は同様な取扱いとされたい。」、3段落目の「新たに減免規定を整備されたい。」が邪魔である。これらをカットして、例えば、1段落目の「今後、受益者への相応の負担を設定するにあたっては、」を全部カットし、2段落目の「受益者負担の原則」を使ってもらい、3段落目の「障害者の社会参加を促す」を活用し、資料をつけて、新たな減免規定を整備されたいというような感じにしてはどうでしょうか。</p>
事務局	<p>皆さんの意見から案を考えたので、それを朗読させていただきたい。</p> <p>(案)の朗読。</p>

小鹿野町使用料等審議会 会議録

阪本会長	今の案でよいと思うが、文章にするとニュアンスが違うかもしれない。本日が最終日であるので、今の案を文章にして、この場に提示していただけますでしょうか。
事務局	これから作成して、皆さんに提示します。
阪本会長	では、事務局で作成している間に、次の(2)施設の運用について、お気づきの点がありましたら、ご意見をお願いいたします。
丸山委員	この部分も、「施設」という言葉が多いと思います。最後の「魅力ある施設」はいらなと思います。削除したほうが、くどくならなくてよいと思います。
井上委員	「3新規の使用料」のところでも、「施設」をカットしたので、ここも文章がつながればよいのでは。こちらだけ入れておくのも不自然なので、なくてもよいのではいでしょうか。
阪本会長	それでは、「施設の PR など情報発信を強化するとともに魅力ある施設の運営に務めることとされたい。」の「施設」の部分の削ることで、皆さんよろしいでしょうか。では、2段落目はいかがでしょうか。
阪本会長	特に意見がないので、1段落目の「施設」をカットしたもので確定したいと思ます。 それでは、(1)の部分について、事務局に直してもらったものを配布したので、もう一度ご覧になっていただきたいと思ます。
渡部委員	すっきりして良いと思ます。
丸山委員	最後の段落の、後ろの方の「、」はいらないのではないのでしょうか。
阪本会長	それでは、「新たな減免規定」の次の「、」とその次の「、」は削ります。他に意見がなければ、これで確定させていただきます。
阪本会長	次に、(資料1)使用料改定(案)をお願いします。
井上委員	誤字があると思ますが、1番「小鹿野町長若民体育館」は「民」が多いと思ます。18番「小鹿野町立長若体育館」は「小鹿野町立長若小学校体育」ではないでしょうか。
丸山委員	正式な名称はどうなっていますか。
事務局	条例では、「小鹿野町立」は入らずに「長若小学校体育館」となっています。
阪本会長	では、正式な名称となるように、全部確認し修正したいと思ます。 1ページについて、金額等の訂正はありませんが、何か気づいた点がありましたらお願いいたします。
阪本会長	2ページ目について、5つの夜間照明施設がありましたが、金額の変更がないということで、前回の表からは除きましたが、除いた形でよろしいでしょうか。
	「はい」との声あり。

小鹿野町使用料等審議会 会議録

阪本会長	それでは、他に何か意見がございましたらお願いいたします。
事務局	ナンバー43について、金額の変更がなく、他には改正するものしかのせていないので、除いてもよろしいでしょうか。
渡部委員	他の同じ金額のものは除いたので、良いのではないのでしょうか。
丸山委員	ここだけあるのはおかしいと思います。
阪本会長	それでは、ナンバー43は削りたいと思います。 では、続きまして、資料2の減免規定(案)についてお願いいたします。 体育施設関係についてはいかがでしょうか。
渡部委員	良いと思います。
阪本会長	では、体育施設等についてはこれで確定させていただきます。 次に、文化センター等公民館関係についてはいかがでしょうか。
渡部委員	良いと思います。
阪本会長	では、これで確定させていただきます。 では、3の全体についてはいかがでしょうか。
渡部委員	「減額することができる」という表現は他と違うが、「減額する」という表現ではだめなのではないでしょうか。
丸山委員	原則は減額であるが、場合によっては減額しないということにもとらえられる。
阪本会長	障害者でも、施設によってはしないものもあるということになるのでしょうか。
井上委員	障害者手帳の等級によってということもあるのでしょうか。
事務局	現場では、障害者手帳の種類が多いため、その場で判断するのは煩雑で大変であるとのことでした。
井上委員	文章で残しておく、この意味はなんだということになるので、説明する必要が出てくる。この審議会では、障害者の社会参加をしてもらおうという趣旨もあるので、これは削ったほうが良いと思います。
阪本会長	実際に減免しないものはありそうですか。
事務局	現在、使用料を徴収している施設では、ないのではないかと思います。
阪本会長	だとしたら、できるという表現でないほうが良いのではないのでしょうか。
丸山委員	できるということは、できない方が多いということ。原則できないけど、減額もするよということにもとらえられる。
阪本会長	「障害者手帳所持者が使用するとき」という表現ではどうでしょうか。

小鹿野町使用料等審議会 会議録

丸山委員	減額してくださいと、提示をして初めて減額となる。障害者でも提示をするという行為をしなければ、減額はできないということであると思いますが。
事務局	町の条例の中で、唯一薬師の湯の条例では「障害者手帳所持者本人及びその付添人 1 人については、使用料の 2 分の 1 の額を減額することができる」とされています。また、大滝温泉の条例でも、減額することができるということになっています。
渡部委員	これは付き添いの人のことも考えてのことであるのでしょうか。
事務局	介助者一人については、減免の対象となるということになります。
板倉委員	障害者の方は介助者が必要となるので、一人だけは可能であるということであると思います。特にお風呂では必要であると思う。
渡部委員	実際減額する場面は、お風呂のようなところに限定され、会議室等は全体で借りるので、「できる」ということにおいたほうが、含みがありやりやすいかもしれない。
阪本会長	あえて、障害者手帳所持者等と「等」はいれないほうがよいでしょうか。
丸山委員	具体的に「及び介助者」とかいたほうがよいと思います。
渡部委員	「等」と入れると、障害者でない人も関係してきてしまう。このままでよいのでは。
中村委員	全体でみると、減額することができるの欄外に、100 分の 50 相当という表現のように、ここに入れてもよいのではと思いますが。
渡部委員	結果的に、減額は半分ということになると思います。
中村委員	減額することができるということで、入れても良いと思います。
阪本会長	重みのある「できる」という表現となる。
事務局	本来、すべてにおいて「減額・減免することができる」ということになると思いますが、表現の違いが、上の表と出てきている。
丸山委員	「減額することができる」のところは、上の部分と統一し、答申は答申で出しておいて、あとは町の考えでやってもらうということではよいのではないのでしょうか。
阪本会長	我々の答申として、もし、できる規定ではない場合は、実際無料だったものを、受益者負担で求めるので、免除するんだ、というふうにも読むことができる。
事務局	減免の規定のある条例では、ほとんどが免除することができるという規定になっている。
阪本会長	ここだけ「できる」という書き方になっているので、皆さんの考え方はどうでしょうか。このままでよいでしょうか。
丸山委員	こちらか出すのであれば、上と合わせて、「できる」はとったほうが良いのではと思います。

小鹿野町使用料等審議会 会議録

井上委員	私もそう思う。あくまで審議会の答申であるので、我々は身障者の方々に関しては、半分でやっていただきたいということで、あとは町で考えてもらうので良いのではないのでしょうか。
阪本会長	それでは、2のほうの「できる」はそのまま、3の「できる」は「できる」ととって、「減額する」という言い方でよいのでしょうか。
渡部委員	もしくは、上と合わせて「障害者手帳を使用するとき」としてはどうでしょうか。
丸山委員	それで良いと思います。
渡部委員	それと、1と2の表の中の「教育委員会がその都度定めた額を減額」を右の枠の中にいれれば、すべてが「とき」で終わるので統一感があると思います。 「※」も一番下にもっていけば、すべてに適用することもできるのではないのでしょうか。
阪本会長	それでは、まとめますが、2の(9)については、「その他特別な理由があると認めるとき」として、右の空欄に「教育委員会がその都度定めた額を減額」を工夫して入れてもらい、「※」は3の下にもっていき、3全体については「障害者手帳所持者が利用するとき」とする、でいかがでしょうか。
渡部委員	すっきりして良いと思います。
阪本会長	資料2については、以上でよろしいでしょうか。その他全体について何かありますでしょうか。特には無いようですので、その他として事務局から何かありますでしょうか。
事務局	ございません。
阪本会長	以上で議事を終了します。 大変お疲れ様でした。